

平成26年第3回 飯塚市議会会議録第6号

平成26年7月8日（火曜日） 午前10時00分開議

○議事日程

日程第28日 7月8日（火曜日）

第1 総務委員長報告（質疑、討論、採決）

- 1 議案第52号 飯塚市特別職の職員等の給料の支給の特例に関する条例
- 2 議案第53号 飯塚市税条例等の一部を改正する条例
- 3 議案第54号 地方税法第6条の規定による固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例
- 4 議案第55号 飯塚市債権管理条例
- 5 議案第58号 飯塚市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

第2 厚生委員長報告（質疑、討論、採決）

- 1 議案第57号 飯塚市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 2 議案第63号 訴えの提起（飯塚市重度障がい者医療費の支給に関する条例に基づく医療費返還請求）

第3 市民文教委員長報告（質疑、討論、採決）

- 1 議案第51号 平成26年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）
- 2 議案第56号 飯塚市文化振興基本条例の一部を改正する条例
- 3 議案第59号 契約の締結（文化会館大ホール・中ホール調光設備等改修工事）
- 4 議案第60号 契約の締結（文化会館大ホール・中ホール音響設備改修工事）
- 5 議案第61号 財産の取得（教育用情報機器等）
- 6 議案第62号 訴えの提起（平恒小学校敷等の抵当権設定登記抹消登記手続請求）

第4 経済建設委員長報告（質疑、討論、採決）

- 1 議案第64号 市道路線の廃止
- 2 議案第65号 専決処分の承認（平成26年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第1号））

第5 平成26年度一般会計補正予算特別委員長報告（質疑、討論、採決）

- 1 議案第50号 平成26年度飯塚市一般会計補正予算（第1号）

第6 人事議案の提案理由説明、質疑、討論、採決

- 1 議案第66号 公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めること
- 2 議案第67号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること

第7 議員提出議案の提案理由説明、質疑、討論、採決

- 1 議員提出議案第5号 すべてのアスベスト被害者の早期救済・解決を図る事等を求める意見書の提出
- 2 議員提出議案第6号 少人数学級の推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める意見書の提出
- 3 議員提出議案第7号 中小企業の事業環境の改善を求める意見書の提出
- 4 議員提出議案第8号 鳥獣の捕獲促進体制強化の速やかな実施を求める意見書の提出

- 提出
- 5 議員提出議案第 9 号 福岡県に乳幼児医療費支給制度の中学3年生までの拡充を求める意見書の提出
- 6 議員提出議案第10号 地域包括ケアシステム構築のため地域の実情に応じた支援を求める意見書の提出
- 7 議員提出議案第11号 集団的自衛権行使を容認する憲法解釈を行わないことを求める意見書の提出
- 8 議員提出議案第12号 医療・介護綜合法の来年4月実施の延期を求める意見書の提出
- 第8 選挙第4号 選挙管理委員の選挙
- 第9 選挙第5号 選挙管理委員補充員の選挙
- 第10 選挙第6号 飯塚地区消防組合議会議員の選挙
- 第11 報告事項の説明、質疑
- 1 報告第11号 専決処分の報告（市営住宅の管理上必要な調停の申立て）
- 2 報告第12号 専決処分の報告（交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）
- 3 報告第13号 専決処分の報告（交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）
- 4 報告第14号 専決処分の報告（市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）
- 5 報告第15号 継続費繰越計算書の報告（平成25年度飯塚市一般会計）
- 6 報告第16号 継続費繰越計算書の報告（平成25年度飯塚市立病院事業会計）
- 7 報告第17号 繰越明許費繰越計算書の報告（平成25年度飯塚市一般会計）
- 8 報告第18号 繰越明許費繰越計算書の報告（平成25年度飯塚市学校給食事業特別会計）
- 9 報告第19号 事故繰越計算書の報告（平成25年度飯塚市一般会計）
- 10 報告第20号 平成25年度飯塚市水道事業会計の予算繰越
- 11 報告第21号 平成25年度飯塚市下水道事業会計の予算繰越
- 12 報告第22号 平成25年度飯塚市土地開発公社事業計画の変更及び予算の補正
- 13 報告第23号 平成25年度飯塚市土地開発公社の決算
- 14 報告第24号 平成26年度飯塚市土地開発公社の事業計画及び予算
- 15 報告第25号 平成25年度財団法人飯塚市教育文化振興事業団の決算
- 16 報告第26号 平成26年度公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団の事業計画及び予算
- 17 報告第27号 平成25年度財団法人サンビレッジ茜の決算
- 18 報告第28号 平成26年度一般財団法人サンビレッジ茜の事業計画及び予算
- 第12 請願の委員会付託
- 1 請願第12号 飯塚市立小中学校・普通教室へのエアコン設備完備に関する請願（市民文教委員会）
- 第13 署名議員の指名
- 第14 閉会

○会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（道祖 満）

おはようございます。これより本会議を開きます。総務委員会に付託していましたが「議案第52号」から「議案第55号」までの4件、及び「議案第58号」、以上5件を一括議題といたします。総務委員長の報告を求めます。10番 佐藤清和議員。

○10番（佐藤清和）

おはようございます。総務委員会に付託を受けました議案5件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第52号 飯塚市特別職の職員等の給料の支給の特例に関する条例」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第53号 飯塚市税条例等の一部を改正する条例」については、執行部から議案書並びに提出資料に基づき補足説明を受け種々審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、軽自動車の改正税率の適用はいつから受けるのかということについては、現在、所有している車については現行のまま適用されず、平成27年4月2日以降に購入した車について改正税率が適用される。さらに登録年数が14年を経過したのものについては重課税率が適用されるという答弁であります。

以上のような審査の結果、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第54号 地方税法第6条の規定による固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第55号 飯塚市債権管理条例」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け種々審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、今後、私債権の回収は税務課未収金対策係が行うのかということについては、債権の回収は原課で行うこととしている。未収金対策係の業務としては、全庁的にまたがる滞納債権の徴収の仕方の指導や情報の提供等を行うようにしているという答弁であります。

この答弁を受けて、本条例は行財政改革の一環である歳入確保を目的に提案されているが、具体的な運用方法は何も決まっていない。条例を制定しても実際に債権の回収がされなければ意味がないので、施行までの間に具体的な運用方法を十分に検討し、原課に対し強く指導できるような体制をつくってほしいという意見が出されました。

以上のような審査の結果、本案については原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第58号 飯塚市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（道祖 満）

総務委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。議題中、「議案第52号 飯塚市特別職の職員等の給料の支給の特例に関する条例」の委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、「議案第53号 飯塚市税条例等の一部を改正する条例」の委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員はご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、「議案第54号 地方税法第6条の規定による固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例」の委員長報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、「議案第55号 飯塚市債権管理条例」の委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員はご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、「議案第58号 飯塚市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例」の委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり原案可決されました。

暫時休憩いたします。

午前10時06分 休憩

午前10時06分 再開

○議長（道祖 満）

本会議を再開いたします。

厚生委員会に付託していました「議案第57号」及び「議案第63号」、以上2件を一括議題といたします。厚生委員長の報告を求めます。19番 藤浦誠一議員。

○19番（藤浦誠一）

おはようございます。厚生委員会に付託を受けました議案2件について審査した結果を報告いたします。

「議案第57号 飯塚市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、種々審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、本条例の改正については、嘉麻市や桂川町などの近隣の自治体と足並みをそろえているようであるが、2市1町で協議が行われているのかということについては、2市1町は同じ医療圏に属し協議は頻繁に行っている。本来であれば、自治体ごとに施策を展開することになるが、医師会との調整もあり、この医療圏では2市1町で統一した見解で実施することとしているという答弁であります。

次に、今後は通院についても助成の拡大を実施してほしいと考えるが、2市1町でどのような協議が行われているのかということについては、本市で中学1年生から3年生まで拡大

した場合の試算では約7千万円の財源が必要であり、各自治体とも財源調整が非常に難しい状況である。しかし、突発的に非常に大きな出費を伴う入院については、積極的に助成を行っていくということで今回は協議が整っているという答弁であります。

以上のような審査の結果、本案については原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第63号 訴えの提起（飯塚市重度障がい者医療費の支給に関する条例に基づく医療費返還請求）」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、種々審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、このような事案が発生するのは医療費の支給制度自体に問題があるのではないのかということについては、各医療保険者によって高額医療費等の支給手続きが異なり、各自治体で公費負担の制度が異なるなど、医療保険者側の把握が非常に難しい状況があり、調整が困難と考える。また、国保連合会に委託している社保のレセプト審査を社会保険診療報酬支払基金へ委託できれば市に自動的に支払われるが、そのような体制がとれないか、県に確認したところ、医師会との調整も必要であり難しいとの見解を得ている。今後も課題の解決のため、県や医師会と協議を続けていきたいという答弁であります。

以上のような審査の結果、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（道祖 満）

厚生委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第57号 飯塚市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例」、及び「議案第63号 訴えの提起（飯塚市重度障がい者医療費の支給に関する条例に基づく医療費返還請求）」、以上2件の委員長報告はいずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案2件はいずれも委員長報告のとおり原案可決されました。

市民文教委員会に付託していましたが「議案第51号」、「議案第56号」及び「議案第59号」から「議案第62号」までの4件、以上6件を一括議題といたします。市民文教委員長の報告を求めます。18番 秀村長利議員。

○18番（秀村長利）

市民文教委員会に付託を受けました、議案6件について審査した結果を報告いたします。

「議案第51号 平成26年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）」については、執行部から補正予算書に基づき補足説明を受け、種々審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、平成24年度に策定された市財政見通し状況の中の小中一貫校整備事業費と今回の補正予算までを含めた事業費との比較はどのようになっているのかということについては、幸袋地区小中一貫校では、43億6237万7千円に対し61億7318万1千円で、約41.5%の増。鎮西地区小中一貫校では、54億2181万8千円に対し63億869万7千円で、約16.3%の増。また、穂波東地区小中一貫校では、43億8179万円に対し56億6087万5千円で、約29.2%の増となっており、主な理由としては、労務単価や建設資材費の高騰によるものであるという答弁であります。

以上のような審査ののち、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第56号 飯塚市文化振興基本条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け種々審査した結果、本案については原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第59号 契約の締結（文化会館大ホール・中ホール調光設備等改修工事）」及び「議案第60号 契約の締結（文化会館大ホール・中ホール音響設備改修工事）」以上2件については関連があるため一括議題とし、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、種々審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、工事を発注するにあたり、何者から見積もりを徴集したのか。また、機材のメーカー指定はおこなったのかということについては、各工事ともに3者から見積もりを徴集し、既存の機能を満たすものであれば、どのメーカーの機材でも対応ができるような発注方法で実施したという答弁であります。

以上のような審査ののち、本案については原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第61号 財産の取得（教育用情報機器等）」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、種々審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、入札にあたり業者の選定はどのようにおこなったのかということについては、事務用品の取り扱い業者で、なおかつ、情報処理機器の取り扱いができる業者であることを指名受付の際に確認を取り、業者の選定をおこなったという答弁であります。

以上のような審査ののち、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第62号 訴えの提起（平恒小学校敷等の抵当権設定登記抹消登記手続請求）」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、種々審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、合併後数年が経っているが、行政が使用しているにもかかわらず、市の名義になっていない財産がいまだに残っている。これら財産の取り扱いはどのようにするのかということについては、把握できていない財産もあるが、確認ができたものについては、速やかに対処していきたいという答弁であります。

以上のような審査ののち、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（道祖 満）

市民文教委員長長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。7番 宮嶋つや子議員。

○7番（宮嶋つや子）

日本共産党の宮嶋つや子です。ただいま報告のありました市民文教委員長報告のうち、議案第59号、議案第60号、議案第61号について反対の立場から討論を行います。

議案59号、60号の契約の締結は文化会館大ホール、中ホールの調光設備及び音響設備の改修工事についてですが、さまざま改修の必要は認められるところですが金額的に大変高すぎる、こういうことで認められません。議案第61号の財産取得については庄内、上穂波、大分の3小学校に従来のXPをWindows7に変えるため123台のパソコンなどを購入するものです。指名競争入札には16者参加していますが、123台という台数を揃えるのが難しいなどの理由で12者が辞退し4者での入札になっています。地元中小の

電器店が入札に参加できるよう分割発注を行うべきであり一括発注には反対です。

以上で私の討論を終わります。

○議長（道祖 満）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。議題中、「議案第51号 平成26年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）」、及び「議案第56号 飯塚市文化振興基本条例の一部を改正する条例」、以上2件の委員長報告はいずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案2件はいずれも委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、「議案第59号 契約の締結（文化会館大ホール・中ホール調光設備等改修工事）」の委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員はご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、「議案第60号 契約の締結（文化会館大ホール・中ホール音響設備改修工事）」の委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員はご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、「議案第61号 財産の取得（教育用情報機器等）」の委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員はご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、「議案第62号 訴えの提起（平恒小学校敷等の抵当権設定登記抹消登記手続請求）」の委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり原案可決されました。

経済建設委員会に付託していましたが、「議案第64号」、及び「議案第65号」、以上2件を一括議題といたします。経済建設委員長の報告を求めます。15番 八児雄二議員。

○15番（八児雄二）

経済建設委員会に付託を受けました議案2件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第64号 市道路線の廃止」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第65号 専決処分の承認（平成26年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第1号）」については、執行部から補正予算書に基づき補足説明を受け、審査した結果、承認すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（道祖 満）

経済建設委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

採決いたします。議題中、「議案第64号 市道路線の廃止」の委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、「議案第65号 専決処分の承認(平成26年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第1号))」の委員長報告は承認であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり承認されました。

平成26年度一般会計補正予算特別委員会に付託していましたが「議案第50号」を議題といたします。平成26年度一般会計補正予算特別委員長の報告を求めます。5番 江口 徹議員。

○5番(江口 徹)

本特別委員会に付託を受けました、「議案第50号 平成26年度飯塚市一般会計補正予算(第1号)」について、審査した結果を報告いたします。

本案の審査に当たりましては、執行部から提出された資料並びに補正予算書に基づき補足説明を受け、種々審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、歳出・総務費、財産管理費、颯田地区自治公民館移譲事業費補助金について、旧颯田町が建設し維持管理も行ってきた自治公民館を地元自治会に移譲することにより、平準化を図りたいという考えは理解するが、それにプラスして解体費相当額の補助金を交付するのは、颯田地区以外の市内自治公民館と比して不公平感があるのではないのかということについては、颯田地区の自治公民館建物が老朽化していることや、今後の維持管理を考えると一定の補助金を交付しないと移譲が進まず、他地区の自治公民館との平準化が図れないと考え交付するものであり、これは平成21年度に策定した公共施設等のあり方に関する実施計画の考えに基づくもので、新市の自治公民館活動を一体的に発展、推進していくという観点から必要な支出であると考えているという答弁であります。

次に、同じく総務費、地域振興費、まちづくり協議会補助金について、平成25年度に策定された各地区のまちづくり計画に基づき支出される本予算を当初予算ではなく補正予算で計上したのはなぜかということについては、補助金の中身が政策的経費ということで、実施3カ年計画にかかる新規の事業として位置付けをした経費であるということから市長選挙後の補正予算で計上したものであるという答弁であります。

次に、同じく総務費、人権同和推進費、集会所整備事業費について、同和集会所に、市が全額負担して改修するのは不公平感があると考えている。公共施設等のあり方に関する実施計画に基づき、颯田自治公民館と同様に一括して地元へ移譲していくべきではないのかということについては、建設された目的や経緯及び地域の実情や管理運営利用実態を踏まえながら、自治会や関係者等と十分協議をしながら、受け皿として合意が整ったところから順次移譲をすすめていきたいと考えているという答弁であります。

次に、民生費、保育所費、「子育てプラザ整備事業費」について、中心市街地活性化事業におけるコンパクトなまちづくりの方針では、原則駐車場の整備という考えはないと思われるが、子育てプラザの1階には14台の駐車場を整備する計画がある。現在、商店主から買物客のための駐車場整備についての要望が出ているが、要望に対して整合性のある回答がで

きるのかということについては、市街地内は市営駐車場のほかにも多くの民間駐車場が点在しており、収容能力も十分にある。新たな駐車場の整備は民業の圧迫につながるため整備しないとの説明をしている。子育てプラザの駐車場については、来場者の利便性を可能な限り確保するために整備するものであるという答弁であります。

この答弁を受けて、街なかに多くの人が集まった場合、子育てプラザ利用者以外の人が駐車するという問題も想定される。北九州市の小倉魚町銀天街にある子育て支援施設の1階には、人気の輸入食品店を誘致し、子育て支援のみならず商店街の通行量の増加にもつながっている。市街地内には多くの駐車場がすでにあるため、単なる駐車場の整備ではなく、人を集めることを目的とした民間業者の誘致についても検討してほしいという意見が出されました。

次に、衛生費、健康づくり推進費、健康ポイント事業費について、本事業により本市が目指すもの、もしくは目標は何かということについては、もっとも重視しているのは、各自が目標を立て、かつ健康的な活動に取り組むというところであり、各自の体力にあわせた健康的な活動を3カ月継続して取り組む市民が一人でも増えることが重要であり、健康づくりのきっかけとなってもらうことを目指して取り組むことであると考えているという答弁であります。

この答弁を受けて、ポイントについては、商品を与えるというだけでなく市内のスーパーや、ダイマル跡地につくる予定の街なか交流・健康ひろばなどにおいても使えるような仕組み、さらにポイントの貯金制度等についても考えてほしいという意見が出されました。

次に、同じく衛生費・ごみ処理費・「バイオコークス実証実験委託料」について、他市において本市のクリーンセンターと同じ新日鉄製の溶融炉で実証実験をおこなっている施設はないのかということについては、大阪府茨木市の環境センターにおいて、実証実験がおこなわれているが、バイオコークスの投入方法などに問題があったため、石炭コークスの代替にはいたらなかったという答弁であります。

次に、実証実験でバイオコークスの代替が可能であるという結果が出た場合には、本市でも代替燃料として使用するのかということについては、今回の実証実験は、社会情勢の変化により、石炭コークスの価格が大きく変動することがあるため、その対応策の1つとして、バイオコークスの代替がクリーンセンターの焼却炉で可能なのか、また、代替燃料としてバイオコークスの性能などを検証するものであり、実証実験の結果を見た中で検討していきたいという答弁であります。

この答弁を受けて、1千万円ほどの費用をかけて、実証実験をおこなう以上、代替燃料として実証されたときには、本市において、間伐材などを再利用して、バイオコークスを製造するなど、今後の計画を見据えたいという意見が出されました。

次に、農林水産業費、農林振興費、鳥獣被害対策実施隊員報酬について、どのような内容のものなのかということについては、有害鳥獣による被害は、農林被害だけでなく市街地にまで及び、増加しているのが実情である。この鳥獣捕獲のため協力していただいている猟友会は、捕獲につながれば報償金が交付されるが、事前確認やわなの設置、銃による対応等には報償金等がなく、捕獲されなければ無償協力となっている。そこで猟友会に鳥獣被害対策実施隊を編成してもらうことで、市からの要請に基づく事前確認からわなの設置などの業務について、捕獲されない場合に報酬を支払うものであるという答弁であります。

この答弁を受けて、インターネットを利用した遠隔操作によるわなの設置など、新しい形ですすすめている自治体もあるので、今後このような取り組みも検討してほしいという意見が出されました。

次に、土木費・土木総務費・「市道認定外道路特定業務委託料」について、本業務委託はどの範囲を対象としており、委託料はどのように算出しているのかということについては、

地権者が飯塚市、国、県、及び無番地である土地を対象として調査するものであり、委託料については、現在、管理委託している道路整備台帳等に関するデータと、非課税である国・県・市の土地を抽出し道路形状であるものとの照合を行い、市道認定外道路の特定、報告書作成等の作業について、市道認定外道路が含まれる土地を約500カ所と想定した中で見積もったものであるという答弁であります。

次に、今後市道認定を進めていくことを含め、道路台帳を整備するためにはどのくらいの費用がかかると考えているのかということについては、今回の業務とは少し異なる内容のものであり、市道の再調査に要する経費の詳細は確認できていないが、数億円単位になるものと予想しているという答弁であります。

この答弁を受けて、道路台帳の整備に関しては以前から指摘しており、費用はかかるかもしれないが、進めないことには問題の解決には至らないので、早期に進めてほしいという意見が出されました。

次に、消防費、災害対策費、河川監視カメラ保守点検委託料及び河川監視カメラシステム構築委託料について、今後、河川監視カメラは何台設置する予定なのか。また、今回の補正予算では何台分を計上しているのかということについては、設置の必要がある箇所は4カ所であるが、年次計画を立てて設置するため、本年度は1台分を計上しているという答弁であります。

次に、今回1台のみの設置とした理由は何かということについては、財源等により今回は1カ所の設置としているが、他の3カ所については、当分の間、従来通りに職員が監視に当たることで対応していくという答弁であります。

この答弁を受けて、近年、全国的にも集中豪雨による被害が頻発しており、本市でも過去に大水害による被害を受けている。行政には市民の生命と財産を守る義務があることを考えれば、年次計画ではなく、予算を追加してでも、早期に全ての監視カメラを設置すべきであるという意見が出されました。

また、審査の過程において、市民目線で使いやすいホームページのリニューアルについて、通院に対する子ども医療費の拡充について、保育士等の処遇改善に対する成果の報告について、農業の後継者不足対策について、旧伊藤伝右衛門邸を主としたさらなる誘客推進について、外国人も含めた来訪者にわかりやすい都市サインの整備について、小中学校の施設一体型と連携型のそれぞれの効果に対する公表のあり方について、合併特例債の利活用のあり方についてなど、多くの指摘なり要望が出されました。

以上のような審査ののち、委員の中から、予算については多くの市民が納得できる使い方をすべきであり、例えば、住民に危険があるものや害があるものに関しては、思い切った予算を執行すべきで、一方、同和関係の集会所の改修費には全額支出するなど、予算の使い方に問題があるこの補正予算には反対するという意見や本補正予算には賛成ではあるが、顕田地区自治公民館移譲経費について、他地区との公平性という意味では、検討が少し甘いと感じており、今後他地区の住民感情を勘案していただきたいという意見が出され、採決を行った結果、本案については賛成多数で、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（道祖 満）

平成26年度一般会計補正予算特別委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。7番 宮嶋つや子議員。

○7番（宮嶋つや子）

日本共産党の宮嶋つや子です。私は、ただいま報告のありました一般会計補正予算特別委員長報告について反対の立場から討論を行います。

安倍自公政権のもとで進められる経済政策、いわゆるアベノミクスによって円安による原材料費や生活必需品の値上げが押し寄せ、働く人の基本賃金は20カ月連続で減少し、少ない年金も減らされ続けています。そのもとで消費税の8%への増税をかぶせ、さらにお年寄りの医療費引き上げ、生活保護費や年金の第二段の切り下げなど住民の暮らしを直撃しています。

このような中、市政に求められるのは住民福祉の増進を図るという地方自治法の精神にのっとり、国の悪政に立ち向かい地域経済と雇用を支え、市民所得の向上を図り、福祉や教育など住民の暮らしを充実させることです。3期目の就任をされた齊藤市長の最初の補正予算はそうなのではないでしょうか。市長の重要施策の1つ、子育て支援の立場から子どもの医療費助成の拡充が行われたことは一歩前進ではありますが、中学1年生から3年生までの入院費のみです。来年1月からの実施で今回の予算は88万3千円、今年度支出分の1カ月分ということで年間予算にすると約1058万9千円です。子育て世代の経済的負担を軽減するために拡大したということですが、通院についての助成は小学校3年生までにとどまっています。通院まで拡大した場合、6千万円から7千万円かかり、今の財政状況の中では厳しいとの答弁でした。これでは市長の公約は果たされたとは言えません。通院については、いつまでにするのか明らかにし、期限を決めて早期に実行すべきです。

また、先日より大雨が続いている中、台風8号が接近しているということです。大変大型な台風ということで被害が心配されます。今回の予算で災害対策のための河川監視カメラ、庄内川流域の勢田地区付近に設置するということが436万2千円が計上されています。ところが、市が設置する必要があるとする被害想定箇所はあと3カ所あります。碓川流域の平恒、堀池地区付近、泉河内川流域、天道、楽市地区付近です。被害が想定されるとしながらいま大規模な事業に取り組んでいるので財源等の問題があり監視カメラは1台にしたいということです。住民の命と安全を守る立場に立って3カ所についても直ちに設置すべきであり、1カ所だけというのは到底認められません。

次に集会所の改修工事費についてです。南伊川集会所1287万9千円、畝割集会所245万9千円、潤野下区集会所811万7千円、3カ所で2374万4千円、同和対策事業として行われ地元負担はありません。国は平成13年度末に地対財特法の有効期限が到来することにより特別対策の法令上の根拠がなくなることから、平成14年度以降の同和対策の施策ニーズに対しては他の地域と同様に地域の状況や事業の必要性の的確な把握に努めた上で、所要の一般対策を講じていくことによって対応する、こういうふうに決めました。12年前に同和対策事業が終結し一般対策へと移行したわけですが、ところが、国が不必要と認め、終了した同和対策事業を飯塚市がいつまでも続けるのは認められません。

以上で私の反対討論を終わります。

○議長（道祖 満）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第50号 平成26年度飯塚市一般会計補正予算（第1号）」の委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員はご起立願います。

（ 起 立 ）

賛成多数。よって、本案は委員長報告のとおり原案可決されました。

「議案第66号 公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」を議題といたし

ます。提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（齊藤守史）

ただいま上程されました議案第66号の「公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」についてご説明いたします。議案第66号は平成26年7月17日付けをもって任期満了になります飯塚市等公平委員会委員につきまして、飯塚市山口1242番地、田代隆博氏を選任したいと存じますので、議会の同意を求めるものであります。よろしく願いいたします。

○議長（道祖 満）

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第66号 公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」について、同意することに賛成の議員はご起立願います。

（ 起 立 ）

全会一致。よって、本案は同意することに決定いたしました。

「議案第67号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（齊藤守史）

ただいま上程されました議案第67号の「人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」についてご説明いたします。議案第67号は平成26年9月30日付けをもって任期満了となります人権擁護委員につきまして、飯塚市有井353番地13、酒見一夫氏を引き続き同委員の候補者として推薦したいと存じますので、議会の意見を求めるものであります。よろしく願いいたします。

○議長（道祖 満）

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第67号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」について、同意することに賛成の議員はご起立願います。

(起 立)

全会一致。よって、本案は同意することに決定いたしました。

「議員提出議案第5号」から「議員提出議案第9号」までの5件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。20番 明石哲也議員。

○20番 (明石哲也)

議員提出議案第5号、6号、7号、8号及び議員提出議案第9号、以上5件について、提案理由の説明をいたします。本案5件はいずれも意見書案であり、お手元に配付しておりますので、案文の朗読は省略し送付先を申し述べさせていただきます。

「すべてのアスベスト被害者の早期救済・解決を図る事等を求める意見書(案)」は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、国土交通大臣、厚生労働大臣、環境大臣あてに、「少人数学級の推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める意見書(案)」は内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣あてに、「中小企業の事業環境の改善を求める意見書(案)」は、内閣総理大臣、金融担当大臣、経済産業大臣、厚生労働大臣あてに、「鳥獣の捕獲促進体制強化の速やかな実施を求める意見書(案)」は、内閣総理大臣、環境大臣、農林水産大臣、総務大臣、厚生労働大臣あてに、「福岡県に乳幼児医療費支給制度の中学3年生までの拡充を求める意見書(案)」は、福岡県知事あてに、それぞれ提出したいと考えております。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長 (道祖 満)

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案5件は会議規則第36条第3項の規定により、いずれも委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案5件はいずれも委員会付託を省略することに決定いたしました。

質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議員提出議案第5号 すべてのアスベスト被害者の早期救済・解決を図る事等を求める意見書の提出」、「議員提出議案第6号 少人数学級の推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める意見書の提出」、「議員提出議案第7号 中小企業の事業環境の改善を求める意見書の提出」、「議員提出議案第8号 鳥獣の捕獲促進体制強化の速やかな実施を求める意見書の提出」、及び「議員提出議案第9号 福岡県に乳幼児医療費支給制度の中学3年生までの拡充を求める意見書の提出」、以上5件についていずれも原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案5件はいずれも原案可決されました。

「議員提出議案第10号」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。16番 守光博正議員。

○16番 (守光博正)

議員提出議案第10号について提案理由の説明をいたします。本案は意見書案であり、お手元に配付しておりますので、案文の朗読は省略し送付先を申し述べさせていただきます。

「地域包括ケアシステム構築のため地域の実情に応じた支援を求める意見書（案）」は内閣総理大臣、厚生労働大臣、総務大臣あてに提出したいと考えております。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（道祖 満）

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。7番 宮嶋つや子議員。

○7番（宮嶋つや子）

日本共産党の宮嶋つや子です。「議員提出議案第10号 地域包括ケアシステム構築のため地域の実情に応じた支援を求める意見書（案）」について反対の立場から討論を行います。

厚生労働省は、新たな医療、介護の公費抑制システムとして機能させ、高齢者が可能な限り住みなれた地域で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう高齢者のニーズに応じて、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供すると地域包括ケアシステムについて説明しています。しかしその狙いは、相次ぐ社会保障制度の後退、貧困や社会的孤立の広がりによって地域の自立、自助の機能そのものが国と行政によって弱体化、崩壊させられている中、自己責任と市場化の理念を土台に据え、入院から在宅へ、医療から介護へ、介護から市場化、ボランティアへの3つのシフトによって新たな医療・介護の公費抑制システムとして機能させることです。この意見書の取り上げている支援策そのものが、消費税を増税して社会保障と税の一体改革を推進することを求めています。社会保障のためと言って消費税を増税したのに、法人税減税の財源を社会保障削減で賄おうとしています。すなわち、国民に負担を押し付けて医療も介護も福祉も後退の方向であり認められません。以上です。

○議長（道祖 満）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。「議員提出議案第10号 地域包括ケアシステム構築のため地域の実情に応じた支援を求める意見書の提出」について、原案どおり可決することに賛成の議員はご起立願います。

（ 起 立 ）

賛成多数。よって、本案は原案可決されました。

「議員提出議案第11号」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。7番 宮嶋つや子議員。

○7番（宮嶋つや子）

議員提出議案第11号について提案理由の説明を行います。本案は意見書案であり、お手元に配付しておりますので、案文の朗読は省略し、送付先を申し述べさせていただきます。

「集団的自衛権行使を容認する憲法解釈を行わないことを求める意見書（案）」は、内閣総理大臣、外務大臣あてに提出したいと考えております。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（道祖 満）

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。16番 守光博正議員。

○16番（守光博正）

ただいまの「議員提出議案第11号 集団的自衛権行使を容認する憲法解釈を行わないことを求める意見書」について、反対の立場から討論いたします。

安倍首相は5月15日の記者会見で、安保法制懇が報告書で示した「国連の集団安全保障措置への参加といった国際法上合法的な活動には、憲法上の制約はない」とする安保法制懇の考え方に対して、「これは、これまでの政府の憲法解釈とは論理的に整合しない。したがって、この考え方は政府として採用できない」とはっきりと言い切っております。この意見書の文章は安倍首相が言ったこととは全く逆であり、事実と違うということをまず指摘しておきます。

5月15日の安保法制懇の報告を受け、安倍首相から自民党と公明党の与党に対し、日本の安全保障に関わる自衛権について問題提起がなされ、それを受け、与党協議が開始されました。我が国を取り巻く安全保障環境は大きく変化しておりますが、こうした中、政府は我が国の自衛権に関して、今までどのような考えを持ってきたのか。1972年、昭和47年に政府・内閣法制局は、次のような見解を示しています。「憲法前文には国民が平和的に生存する権利、また、13条には生命、自由、幸福追求の権利が定められており、これらを国政上、尊重する義務が政府にはあり、国民の権利を根底から覆すような攻撃を排除するための必要最小限の実力なら認められている」という見解であります。

憲法では、政府には国民の命や平和な暮らしを守っていく責任があると書かれている一方で、憲法9条では戦力を保持しないと謳っています。一見矛盾するようには見えますが、国民の命と平和な生活が脅かされ、根底から覆されようという危険な状況の時、政府は脅威を排除する役目を果たさなければならないということでもあります。その上で政府は、自国を守るために武力を使う個別的自衛権の行使は認められるものの、自国が襲われていなくても他国を助けるために武力を使う集団的自衛権の行使は憲法上許されない、という方針を示しております。武力を使った自衛権は自国を守るためにだけに許されるということでもあります。

今、日本を取り巻く安全保障環境は、根本的に変容し、変化し続けています。国際社会では、国連憲章が理想として掲げる正規の「国連軍」は実現のめどが立っていません。加えて、グローバルなパワーバランスの変化や技術革新の急速な進展、大量破壊兵器や弾道ミサイルの開発・拡散、国際テロなどの脅威により、アジア太平洋地域において緊張が生み出されております。

こうした状況のもと、与党協議の中で、日本の自衛権のあり方について議論が重ねられてきました。そこで、自衛権の行使について、今回の閣議決定では「我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由、幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合において、これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないときに、必要最小限の実力を行使することは、従来の政府見解の基本

的な論理に基づく自衛のための措置として、憲法上許されると考えるべきであると判断するに至った」としています。今回の決定は、自衛権の根拠を明らかにし、あくまでも自国防衛のための措置であることを明確にしております。これにより、日本の防衛に限ってのみ武力が許される専守防衛が堅持されたのであります。

今回の決定について「日本が戦争に参加する国になるのではないか」といった指摘がありますが、これは全くの誤解であります。自衛権の議論の目的は、国民の命、平和な暮らしを守るためであり自国防衛が大前提であります。安倍首相が7月1日の記者会見で、「外国を守るために日本が戦争に巻き込まれることはあり得ない」と明確に述べているとおりであります。また、「解釈改憲ではないか」といった指摘もあります。解釈改憲とは、政府の解釈によって憲法の考え方の柱、いわゆる規範を変えてしまうことであります。今回の閣議決定は、あくまでも自国の自衛の措置として限定された武力行使を認めるものであり、これまでの政府の憲法解釈、昭和47年の政府見解との論理的整合性、及び憲法9条の規範性を逸脱したものではありません。ゆえに「解釈改憲ではないか」との指摘は、全く当てはまりません。

さらに、国民の中には「今後、政権交代によって閣議決定が再び行われて解釈の変更が繰り返されるのではないか」との懸念もあります。今回の閣議決定の内容は、現行憲法の規範のもとでの解釈変更の限界点を示したものとなっており、これ以上、解釈を広げるには、憲法の改正をしなければならないという、「さらなる解釈変更」の歯止めにもなっています。今回提出された意見書では、「憲法9条改定の是非を超えて、近代の立憲主義を根底からこわす暴挙」とありますが、先ほど述べたとおり、今回の閣議決定は憲法解釈の基本を継承しているものであり、憲法の規範性はしっかりと守られております。よって、この意見書案には賛同できません。

以上をもって反対討論といたします。

○議長（道祖 満）

ほかに討論はありませんか。7番 宮嶋つや子議員。

○7番（宮嶋つや子）

「議員提出議案第11号 集団的自衛権行使を容認する憲法解釈を行わないことを求める意見書（案）」について、賛成の立場から討論を行います。

日本は戦後、平和憲法第9条のもとで戦争しないと固く誓い再出発しました。これまで歴代政府は戦力不保持をうたう第9条のもとで日本が攻撃されていないのに、海外で武力を行使することは憲法上許されないとしてきました。ところが、安倍首相は憲法解釈を変更し、これまでの政権が憲法上許されないとしてきた集団的自衛権の行使容認を閣議決定しました。時の内閣の解釈によって海外で戦争する国となる集団的自衛権行使を容認するものとなっています。よって、集団的自衛権行使を容認する憲法解釈を行わないことを求めて賛成討論とします。

○議長（道祖 満）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。「議員提出議案第11号 集団的自衛権行使を容認する憲法解釈を行わないことを求める意見書の提出」について、原案どおり可決することに賛成の議員はご起立願います。

（ 起 立 ）

賛成少数。よって、本案は否決されました。

「議員提出議案第12号」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。7番 宮嶋

つや子議員。

○7番（宮嶋つや子）

議員提出議案第12号について提案理由の説明を行います。本案は意見書案であり、お手元に配付しておりますので案文の朗読は省略し、送付先を申し述べさせていただきます。

「医療・介護総合法の来年4月実施の延期を求める意見書（案）」は内閣総理大臣、厚生労働大臣あてに提出したいと考えております。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（道祖 満）

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありますか。27番 森山元昭議員。

○27番（森山元昭）

議事進行についてお尋ねしたいんですが、提案者がまた改めて賛成討論するということについて飯塚の議事はどのようなふうに解釈したらよろしいでしょうか。

○議長（道祖 満）

暫時休憩いたします。

午前11時06分 休憩

午前11時08分 再開

○議長（道祖 満）

本会議を再開いたします。

討論はありますか。7番 宮嶋つや子議員。

○7番（宮嶋つや子）

「議員提出議案第12号 医療・介護総合法の来年4月実施の延期を求める意見書（案）」について賛成の討論を行います。

社会保障を大変質させる医療・介護総合法が可決成立しました。介護保険では要支援者向けサービスの訪問介護と通所介護を保険給付からはずし、市町村の裁量で行う地域支援事業に置き換え、特別養護老人ホーム入所を要介護3以上に限定、一定の所得年収280万以上がある利用者の負担を1割から2割に引き上げとなっています。政府は年金収入280万円の世帯では、平均的な消費支出をしても年間60万円余るので2割負担は可能だと説明をしてきました。しかし、参議院の質疑の中でその説明は崩壊し、60万円余るという説明は撤回されたわけです。ところが、このような欠陥のある法案をそのまま採決したのであります。このままこの法案が実施すれば、必要な人が介護を受けられない、保険あって介護なしという事態が一層大規模に進行するでしょう。よって、医療・介護総合法の来年4月実施の延期を求めるものであります。以上で終わります。

○議長（道祖 満）

ほかに討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議員提出議案第12号 医療・介護総合法の来年4月実施の延期を求める意見書の提出」について、原案どおり可決することに賛成の議員はご起立願います。

(起立)

賛成少数。よって、本案は否決されました。

これより「選挙第4号 選挙管理委員の選挙」を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選といたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法は議長において指名することにいたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

選挙管理委員に重松信義さん、今福裕子さん、石原敬一さん、福本文和さん、以上4名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました4名の方を選挙管理委員の当選人とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました4名の方を選挙管理委員の当選人とすることに決定いたしました。

次に、「選挙第5号 選挙管理委員補充員の選挙」を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選といたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法は議長において指名することにいたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

選挙管理委員補充員に白土香苗さん、加・稔さん、仲村武治さん、大町秀一さん、以上4名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました4名の方を選挙管理委員補充員の当選人とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました4名の方を選挙管理委員補充員の当選人とすることに決定いたしました。

次に、補充員の順序についてお諮りいたします。補充員の順序はただいま指名いたしました順序にいたしたいと思ひますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、補充員の順序はただいま指名いたしました順序とすることに決定いたしました。

「選挙第6号 飯塚地区消防組合議会議員の選挙」を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選と

いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法は議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。飯塚地区消防組合議会議員に田中秀哲副市長を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました田中秀哲副市長を飯塚地区消防組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました田中秀哲副市長が飯塚地区消防組合議会議員に当選いたしました。田中秀哲副市長が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定による告知をいたします。

「報告第11号 専決処分の報告(市営住宅の管理上必要な調停の申立て)」の報告を求めます。住宅課長。

○住宅課長(原田一隆)

報告第11号について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、市営住宅の管理上必要な調停の申立てをいたしましたので、同条第2項の規定によりご報告申し上げます。

議案書の51ページをお願いいたします。報告第11号は、市営住宅の管理上必要な調停の申立てに関するものです。事件の概要に記載されております1名の者は、文書による督促や催告、個別訪問による納入指導に従わないほか、分割納入にも応じず、住宅使用料を滞納してきましたが、度重なる納入指導を経て態度を改め、支払に対する誠意を示したものの、滞納金額と当該世帯の支払能力とを勘案するに分割納入等についての協議に際し、当事者双方のみによる合意の形成が困難であることから、飯塚簡易裁判所に調停を申立てたものです。今後も引き続き、支払いに誠意を示さない滞納者につきましては、公正・公平性の観点から厳正に法的措置を行い、適正化に努めてまいります。

以上簡単でございますが、報告を終わります。

○議長(道祖 満)

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

「報告第12号 専決処分の報告(交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)」の報告を求めます。高齢者支援課長。

○高齢者支援課長(月松一也)

議案書の52ページをお願いします。報告第12号、交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解についてご報告いたします。この報告は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告をします。

本件事故は平成26年1月24日金曜日、午前10時05分頃、高齢者支援課職員が要介護認定に係る調整のために訪問先に向かうため、市道第2出雲線を直進していたところ、市道木下・出雲2号線との信号のない交差点において、左方向から進行してきた相手方が運転する自転車と接触し、相手方を負傷させたものでございます。事故の発生原因につきましては、職員が前方不注意であったこと、及び相手方が自転車で一旦停止を行わず車道中央を走行したことが原因でございます。この事故による和解につきましては、市側70%、相手方

30%の過失割合とし、相手方の人身賠償額37万7594円のうち治療費10万2294円を医療機関に、また、慰謝料等27万5300円は相手方へ支払うものでございます。普段から安全運転に心がけるように注意を行っておりますが、当該職員につきましては、交通安全教育講習を受講させるとともに、他の高齢者支援課職員につきましても、今後さらに安全運転についての意識向上への指導をいたしてまいります。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○議長（道祖 満）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

「報告第13号 専決処分の報告（交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）」の報告を求めます。社会・障がい者福祉課長。

○社会・障がい者福祉課長（森部 良）

議案書54ページをお願いいたします。報告第13号、交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について報告いたします。この報告は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告をするものです。

本件事故は、平成26年3月19日水曜日、午後3時40分頃、福祉部職員が大日寺にあります障がい者施設訪問のため、施設駐車場に公用車を駐車しようとした際、そのまま柵を乗り倒し施設駐車場の柵及び公用車を損傷させたものでございます。損害状況は施設駐車場の柵の損壊とあわせ、公用車のフロントバンパーほか損傷でございました。事故発生の原因は、職員が公用車を駐車する際、ブレーキとアクセルを踏み誤ったものでございます。この事故による和解につきましては、市側100%の過失割合とし、損壊した柵の修繕料31万5千円を相手方へ支払うものです。普段から機会あるごとに安全運転についての注意喚起を行っておりますが、今後更に安全運転指導を行うことにいたします。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○議長（道祖 満）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第14号 専決処分の報告（市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）」の報告を求めます。土木管理課長。

○土木管理課長（白土信靖）

報告第14号、専決処分の報告についてご報告いたします。この報告は地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告を行うものでございます。議案書の56ページをお願いいたします。本件事故は平成25年12月2日、午後1時40分頃、当事者が伊岐須市宮蟹ヶ浦住宅内の市道を走行中、進行方向左側に停車の軽自動車を避けるため道路右側の側溝の上を通過した際にグレーチング蓋がはね上がり、車両右側の燃料タンクを損傷させたものでございます。事故によります市の過失は100%であり、当事者車両の損害賠償額は14万5679円となっております。また、道路点検、補修につきましては、日頃より市報での情報提供依頼の掲載や職員への呼びかけ、パトロールなどを行い、補修箇所を発見した際には迅速に対応しておりますが、さらに気をつけてまいります。以上簡単ですが、報告を終わります。

○議長（道祖 満）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

「報告第15号 継続費繰越計算書の報告(平成25年度飯塚市一般会計)」の報告を求めます。財政課長。

○財政課長(倉智 敦)

報告第15号についてご報告いたします。議案書の58ページをお願いいたします。報告第15号の継続費繰越計算書の報告につきましては、地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づき報告をいたすものでございます。内容につきましては、次の59ページの継続費繰越計算書によりご説明いたします。一般会計におきまして、2款、総務費、1項、総務管理費、新庁舎建設事業に係るオフィス環境整備支援業務委託料における平成25年度の年割額の執行残額235万円を平成26年度に逓次繰越しいたしたものでございます。同様に8款、土木費、4項、都市計画費、飯塚本町東地区土地区画整理事業支援業務委託料における平成25年度の年割額の執行残額1217万5930円を平成26年度に逓次繰越しいたしたものでございます。

以上で報告を終わります。

○議長(道祖 満)

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第16号 継続費繰越計算書の報告(平成25年度飯塚市立病院事業会計)」の報告を求めます。健康・スポーツ課長。

○健康・スポーツ課長(實藤和也)

報告第16号、平成25年度飯塚市立病院事業会計継続費繰越計算書についてご報告をいたします。議案書の60ページをお願いいたします。本件は、25年度の飯塚市立病院事業会計予算に計上しておりました資本的支出予算の一部を26年度に逓次繰越しをいたしましたので、地方公営企業法の規定に基づき報告するものでございます。内容につきましては、61ページの病院事業会計継続費繰越計算書によりご説明をいたします。これは企業債や出資金を活用した飯塚市立病院一部建替事業として建設改良事業費で27億5150万円を計上しておりましたが、工事請負業者による前金や出来高の申請が予算の見込より少なかったため、16億9257万7千円を26年度に逓次繰越したものでございます。

以上で継続費の繰越計算書についてのご報告を終わります。

○議長(道祖 満)

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第17号 繰越明許費繰越計算書の報告(平成25年度飯塚市一般会計)」、「報告第18号 繰越明許費繰越計算書の報告(平成25年度飯塚市学校給食事業特別会計)」、及び「報告第19号 事故繰越計算書の報告(平成25年度飯塚市一般会計)」、以上3件の報告を求めます。財政課長。

○財政課長(倉智 敦)

報告第17号、第18号及び第19号についてご報告いたします。議案書の62ページをお願いいたします。報告第17号の繰越明許費繰越計算書の報告につきましては、平成25年度の一般会計におきまして繰越明許費を設定いたしておりましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告をいたすものでございます。内容につきましては、次の63ページから65ページにかけて記載しております繰越明許費繰越計算書によりご説

明いたします。

63ページの3款、民生費、2項、児童福祉費、子ども・子育て支援システム構築委託料から65ページの13款、災害復旧費、4項、その他公共及び公用施設災害復旧費、勢田小藤法面災害復旧工事までの計43件の事業につきましては、主に国の補正予算活用に伴う前倒し事業、幸袋地区、鎮西地区及び穂波東地区の小中学校統合事業に係るスケジュールの変更、及び用地交渉の遅延などにより年度内の完了が見込めない事業について繰越明許費を設定いたしておりましたが、65ページの翌年度繰越額の合計の欄に掲げておりますように、合計で36億9590万3275円を平成26年度へ繰越しいたしております。

議案書の66ページをお願いいたします。報告第18号の平成25年度の学校給食事業特別会計におきましても繰越明許費を設定いたしておりましたので、一般会計と同様に地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告をいたすものでございます。内容につきましては、次の67ページに掲載しております繰越明許費繰越計算書によりご説明いたします。1款、学校給食費、2項、施設整備費、内野小学校給食調理室空調設備設置工事以下7件につきまして、国の補正予算の活用による前倒し事業、及びスケジュールの変更などにより、年度内の完了が見込めない事業について繰越明許費を設定いたしておりましたが、翌年度繰越額の合計の欄に掲げておりますように、合計で6億2735万8千円を平成26年度へ繰越しいたしております。

議案書の68ページをお願いいたします。報告第19号の事故繰越計算書の報告につきましては、平成25年度の一般会計におきまして事故繰越をいたしましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき報告をいたすものでございます。内容につきましては、次の69ページに記載しております事故繰越計算書によりご説明いたします。8款、土木費、4項、都市計画費、ダイマル跡地コミュニティビル整備事業費補助金につきまして、説明の欄に記載しておりますように、車両通行制限等により作業効率が低下し工期延長となったため、翌年度繰越額の欄に掲げております1億1320万円を平成26年度に繰越しいたしたものでございます。次に、同じく5項、下水道費、笠城ダム公園調節池新設工事につきまして、説明の欄に記載しておりますように、請負業者の不適切な工程管理により工期遅延となったため、翌年度繰越額の欄に掲げております310万5450円を平成26年度に繰越しいたしたものでございます。次に、10款、教育費、2項、小学校費、颯田小中学校建設事業費につきまして、説明の欄に記載しておりますように、プール工事進入路である法面工事の増工により、プール建設工事の着工が遅れたため、翌年度繰越額の欄に掲げております4384万6151円を平成26年度に繰越しいたしたものでございます。同じく、3項、中学校費、颯田小中学校建設事業につきましても、同様の理由により、翌年度繰越額の欄に掲げております3886万8519円を平成26年度に繰越しいたしたものでございます。

以上で、報告を終わります。

○議長（道祖 満）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件3件はいずれも報告事項でありますのでご了承願います。

「報告第20号 平成25年度飯塚市水道事業会計の予算繰越」、及び「報告第21号 平成25年度飯塚市下水道事業会計の予算繰越」、以上2件の報告を求めます。上下水道局総務課長。

○上下水道局総務課長（中村雅彦）

報告第20号、平成25年度飯塚市水道事業会計予算の繰越しについて報告いたします。議案書の70ページをお願いいたします。本件は、25年度の水道事業会計予算に計上していましたが建設改良費の一部を26年度に繰越しましたので、地方公営企業法の規定に基づき報告

するものでございます。内容につきましては、71ページの繰越計算書により説明します。これは、国の補助金を活用した老朽管更新事業としまして改良事業費、第8期拡張事業費で3億6855万6300円を計上しておりましたが、県との協議や地元調整に時間を要したため着工が遅れ、年度内に工事を完了することができなかつたため、1億8900万円を26年度に繰越したものでございます。

次に、72ページをお願いいたします。報告第21号、平成25年度飯塚市下水道事業会計予算の繰越しについて報告いたします。本件は、25年度の下水道事業会計予算に計上していました建設改良費の一部を26年度に繰越しましたので、同じく報告するものです。内容につきましては、73ページの「繰越計算書」により説明します。これは、国の補正予算での社会資本整備総合交付金事業の補助金を活用した施設改良事業につきまして、年度内に完了することができなかつたため、4120万円を26年度に繰越したものです。

以上で、予算繰越についての報告を終わります。

○議長（道祖 満）

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件2件は、いずれも報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第22号 平成25年度飯塚市土地開発公社事業計画の変更及び予算の補正」、
「報告第23号 平成25年度飯塚市土地開発公社の決算」、及び「報告第24号 平成
26年度飯塚市土地開発公社の事業計画及び予算」、以上3件の報告を求めます。建設総務課長。

○建設総務課長（吉原文明）

飯塚市土地開発公社の報告につきまして、報告第22号、報告第23号及び報告第24号は関連がありますので、一括して報告をいたします。

まず、最初に、議案書の75ページをお願いいたします。平成25年度飯塚市土地開発公社変更事業計画についてご説明いたします。一般分としまして、新規で2の飯塚駅前広場整備事業に伴います用地買収を計画面積1403平方メートル、土地購入費7432万9千円に変更計画しております。また、あっせん分2の潤野・蓮台寺・鎮西小中学校統合事業に伴います用地買収につきましては、平成26年度の実施予定となつたため、平成25年度の計画を変更しております。

次に、議案書の76ページ及び77ページをお願いいたします。平成25年度飯塚市土地開発公社補正予算について77ページにて説明いたします。収益的収入及び支出のうち、収益的収入は既決予算額2億6502万2千円で、これに福岡県市土地開発公社等連絡協議会の解散による分配金1万円を増額補正いたしまして、合計2億6503万2千円としております。収益的収入と収益的支出の差引額369万2千円は繰越金となります。

次に、資本的収入及び支出ですが、新飯塚駅周辺環境整備敷の支払利息を買い戻しにより、54万7千円減額し、同じく新飯塚駅周辺環境整備敷の買い戻しにより2億5026万7千円を増額し、土地開発基金へ返済したものであります。以上、支出合計は既決額1517万3千円を2億4972万円増額し、2億6489万3千円としております。

次に、議案書の78ページをお願いいたします。「報告第23号 平成25年度飯塚市土地開発公社の決算」をご説明いたします。別冊になっております「平成25年度飯塚市土地開発公社の決算書」をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。平成25年度の事業報告でございます。事業計画では、事業件数合計で6件、面積1万7067平方メートル、6億1902万3千円でありましたが、平成25年度の事業実績といたしましては、友寄・市ノ間線道路敷を面積428.78平方メートル、555万698円で買収いたしました。なお、他の事業計画につきましては、

平成26年度以降へ繰越し、引き続き実施の予定です。

3ページをお願いします。事業の説明でございます。ただいま説明いたしました事業の実施状況を、事業ごとに記載したものであります。内容の説明は省略させていただきます。

4ページをお願いします。平成25年度の収入支出報告書でございます。はじめに、収益的収入及び支出ですが、収入決算額2億6503万3627円、支出決算額2億6108万3442円となっております。

5ページをお願いします。資本的収入及び支出でございますが、収入決算額555万698円、支出決算額2億6439万1078円となっております。

6ページをお願いします。平成25年度の損益計算書でございます。ページの一番下に記載いたしておりますとおり、平成25年度の当期純利益は395万185円となっております。

7ページをお願いします。平成25年度の貸借対照表でございます。ページの中程の右端に二重線のところに記載しておりますが、資産合計は17億1301万3657円、その下の二重線のところに記載しておりますとおり負債合計は、17億105万5176円となっております。また、一番下に記載しておりますとおり負債と資本の合計は17億1301万3657円となっております。

次の8ページから14ページまでに、平成25年度のキャッシュフロー計算書、財産目録及び付属明細表を付けております。内容の説明につきましては省略させていただきます。

次に、議案書の79ページをお願いします。「報告第24号 平成26年度飯塚市土地開発公社の事業計画及び予算」をご説明いたします。

80ページをお願いします。平成26年度の事業計画でございます。一般分1件、面積で1403平方メートル、事業費といたしまして7432万9千円を計画しております。特別分3件につきましては面積で5225平方メートル、事業費といたしまして3億9406万8千円を事業として計画しております。本年度におきましても事業の予定はございません。また、あっせん分といたしまして2件、面積で4万8230平方メートル、事業費といたしまして4億7895万7千円を予定しております。

次の81ページから83ページまでに、ただいま説明いたしました事業計画に基づき作成しました、平成26年度の予算、予算実施計画を付けております。内容の説明につきましては省略させていただきます。

以上、簡単でございますが、報告第22号、第23号及び第24号の説明を終わります。

○議長（道祖 満）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件3件は、いずれも報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第25号 平成25年度財団法人飯塚市教育文化振興事業団の決算」、及び「報告第26号 平成26年度公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団の事業計画及び予算」、以上2件の報告を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（松原克彦）

「報告第25号 平成25年度財団法人飯塚市教育文化振興事業団の決算」、及び「報告第26号 平成26年度公益法人飯塚市教育文化振興事業団の事業計画及び予算」について、ご報告いたします。

議案書の84ページをお願いいたします。まず、「報告第25号 平成25年度財団法人飯塚市教育文化振興事業団の決算」につきましてご説明いたします。本報告につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告を行うものでございます。別冊となっております、財団法人飯塚市教育文化振興事業団の平成25年度事業報告及び決算書により

報告させていただきます。

別冊の決算書の1ページをお願いいたします。財団法人飯塚市教育文化振興事業団の業務は、飯塚市文化会館指定管理者業務とその他の管理受託事業として、コミュニティセンター他4施設の管理運営業務を行っております。飯塚市文化会館指定管理者業務は、文化会館及び駐車場の管理業務と芸術文化事業等の実施が主なものとなっております。1ページから3ページにその概要を記載しております。3ページ下段に平成25年度の理事会の議決事項を記載しておりますが、それぞれの理事会で承認を得た議決事項ですので説明は省略させていただきます。

4ページから5ページにかけて、その他の受託事業5件に係る事業概要、施設の利用状況等を記載しております。説明については、省略させていただきます。

6ページをお願いいたします。自主文化事業につきましては、記載しておりますとおり、観賞事業、参加育成事業、出前講座事業、支援型事業、その他事業の5事業を実施いたしました。内容については、省略させていただきます。

7ページをお願いいたします。このページは、平成25年度財団法人飯塚市教育文化振興事業団の決算報告であります。決算額の当期収入合計2億4207万296円から当期支出合計2億3953万5020円を差し引いた当期収支差額は253万5276円の黒字となっております。また、これに前期繰越収支差額を加えた次期繰越収支差額は1715万6442円となっております。

8ページ、9ページに正味財産増減計算書、10ページに貸借対照表、11ページに財産目録を載せております。また、12ページは事業団の監査結果でございますので、内容説明につきましては、省略させていただきます。決算については、以上でございます。

続きまして、「報告第26号 平成26年度公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団の事業計画及び予算」につきましてご説明いたします。

議案書の85ページをお願いいたします。本報告につきましても、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告を行うものでございます。

議案書86ページをお願いいたします。公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団は、公益財団法人として、飯塚市における市民の芸術及び文化活動の振興を図り、個性豊かな地域文化の創造、発展に寄与し、新たな事業展開を目指してまいります。

86ページから90ページにかけて事業区分別事業計画の概要を記載しております。内容の説明につきましては、省略させていただきます。

91ページをお願いいたします。予算は、収入合計2億5050万7千円に対し、支出合計、同じく2億5050万7千円でございます。収入の主なものは、文化会館指定管理料、文化会館利用料収入及びその他の受託収入であります。支出の主なものは、文化会館施設管理費、イイヅカコミュニティセンター等の施設管理費などでございます。

92ページから95ページの収支予算及び内訳を記載しておりますとおりでございます。内容の説明につきましては、省略させていただきます。

以上、簡単ではございますが、報告を終わらせていただきます。

○議長（道祖 満）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件2件は、いずれも報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第27号 平成25年度財団法人サンビレッジ茜の決算」、及び「報告第28号 平成26年度一般財団法人サンビレッジ茜の事業計画及び予算」、以上2件の報告を求めます。 商工観光課長。

○商工観光課長（石松美久）

報告第27号及び報告第28号についてご報告いたします。

議案書の96ページをお願いいたします。まず、「報告第27号 平成25年度財団法人サンビレッジ茜の決算」についてご説明いたします。本報告につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告を行うものでございます。別冊となっております財団法人サンビレッジ茜の平成25年度事業報告及び決算書の1ページ、公益事業報告をお願いいたします。

公益事業につきましては、住民等の野外活動の振興、勤労者等の余暇活動の充実、スポーツ団体、学校団体などの交流促進を図ることにより、住民福祉の向上、青少年の健全育成、活力と魅力あふれる地域づくりに寄与することを目的としております。

事業内容としましては、1ページから2ページにかけまして、「1. サンビレッジ茜の経営受託」から「6. その他この法人の目的を達成するために必要な事業」に記載いたしておりますとおりでございます。内容の説明につきましては、省略させていただきます。

平成25年度の公益事業の収支決算につきましては、3ページから6ページに収支決算書を添付しております。4ページの上段に記載しておりますとおりで、収入の決算額は7547万126円、支出の決算額は、5ページの下段に記載しておりますとおりで7188万3780円となっております。単年度収支としましては358万6346円の黒字となっております。前期繰越収支差額が423万1062円となっておりますので、次期繰越収支差額は781万7408円となっております。以下、7ページから12ページにかけまして、貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録及び監査報告書を添付しております。内容の説明につきましては、省略させていただきます。

次に、収益事業についてご報告いたします。13ページをお願いいたします。収益事業につきましては、公益事業の目的達成のための付随的事業でありまして、事業内容としましては、「1. 効率的な事業運営の推進」、「2. 地元の特性を活かしたメニュー開発と顧客の確保」に記載いたしておりますとおりでございます。内容の説明につきましては、省略させていただきます。

収益事業の収支決算につきましては、14ページから15ページに収支決算書を添付しております。14ページの中段やや下に記載しておりますとおりで、収入の決算額は1461万3587円、支出の決算額は、15ページの中段に記載しておりますとおりで1286万5751円となっております。単年度収支としましては174万7836円の黒字となっております。前期繰越収支差額がマイナス47万1977円となっておりますので、次期繰越収支差額は127万5859円となっております。以下、16ページから20ページにかけまして、損益計算書、貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録及び監査報告書を添付しております。内容の説明につきましては、省略させていただきます。

続きまして、「報告第28号 平成26年度一般財団法人サンビレッジ茜の事業計画及び予算」につきましてご説明いたします。

議案書97ページをお願いいたします。本報告につきましても、同じく地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告を行うものでございます。

議案書98ページをお願いいたします。サンビレッジ茜の現指定管理者につきましては、国の公益法人制度改革に伴い、平成26年4月より「財団法人」から「一般財団法人」へ変更となっております。「平成26年度 一般財団法人サンビレッジ茜 公益事業計画」につきましては、98ページから99ページにかけまして、事業の基本方針及び内容7項目につきまして記載いたしております。昨年度から取り組んでおります総合的な自然体験型教育の拠点施設づくりを引き続き行い、子どもから高齢者まで、幅広く親しまれる教育的事業を「茜キャンパスプロジェクト」として展開していくこととしております。

公益事業の予算につきましては、100ページに記載しておりますとおりで、収入、支出と

も同額の7811万9千円を予定いたしております。詳細内容につきましては、以下、101ページから104ページに記載しておりますとおりでございます。内容の説明につきましては、省略させていただきます。

105ページをお願いいたします。次に、収益事業計画といたしましては、公益事業の目的達成のための付随的事业として実施するもので、レストランによる食事の提供が主な事業となっております。予算につきましては、106ページに記載しておりますとおりで、収入、支出とも同額の1902万7千円を予定いたしております。詳細内容につきましては、以下、107ページから108ページに記載しておりますとおりでございます。内容の説明につきましては、省略させていただきます。

以上、簡単ではございますが、報告第27号及び報告第28号についての報告を終わります。

○議長（道祖 満）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件2件は、いずれも報告事項でありますので、ご了承願います。

提出されております請願が1件あります。お手元に配付しております請願文書表に記載しておりますとおりで、「請願第12号」は市民文教委員会に付託いたします。

お諮りいたします。本件は閉会中の継続審査といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本件は閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。署名議員を指名いたします。4番 石川正秀議員、26番 兼本鉄夫議員。

以上をもちまして、本定例会の議事日程の全部を終了いたしましたので、これをもちまして平成26年第3回飯塚市議会定例会を閉会いたします。大変長い間お疲れさまでした。

午後0時04分 閉会

◎ 出席及び欠席議員

(出席議員 28名)

1番	道 祖 満	15番	八 兎 雄 二
2番	瀬 戸 元	16番	守 光 博 正
3番	吉 田 健 一	17番	城 丸 秀 高
4番	石 川 正 秀	18番	秀 村 長 利
5番	江 口 徹	19番	藤 浦 誠 一
6番	平 山 悟	20番	明 石 哲 也
7番	宮 嶋 つや子	21番	田 中 裕 二
8番	永 末 雄 大	22番	田 中 博 文
9番	松 本 友 子	23番	鯉 川 信 二
10番	佐 藤 清 和	24番	岡 部 透
11番	梶 原 健 一	25番	藤 本 孝 一
12番	古 本 俊 克	26番	兼 本 鉄 夫
13番	松 延 隆 俊	27番	森 山 元 昭
14番	上 野 伸 五	28番	坂 平 末 雄

◎ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 安永 円 司

次 長 中 村 武 敏

調査担当主査 高 橋 宏 輔

書 記 岩 熊 一 昌

議事係長 斎 藤 浩

書 記 淵 上 憲 隆

書 記 有 吉 英 樹

◎ 説明のため出席した者

市 長 齊 藤 守 史

副 市 長 田 中 秀 哲

教 育 長 片 峯 誠

上下水道事業管理者 梶 原 善 充

企画調整部長 田 代 文 男

総 務 部 長 小 鶴 康 博

財 務 部 長 石 田 慎 二

経 済 部 長 伊 藤 博 仁

市民環境部長 大 草 雅 弘

こども・健康部長 高 倉 孝

福 祉 部 長 金 子 慎 輔

公営競技事業部長 加 藤 俊 彦

都市建設部長 菅 成 徹

上下水道局次長 諫 山 和 敏

教 育 部 長 瓜 生 守

企画調整部情報化担当次長 大 庭 章 司

市民環境部次長 田 中 淳

都市建設部次長 鬼 丸 力 雄

会計管理者 西 敬 由

財 政 課 長 倉 智 敦

商工観光課長 石 松 美 久

健康・スポーツ課長 實 藤 和 也

高齢者支援課長 月 松 一 也

社会・障がい者福祉課長 森 部 良

土木管理課長 白 土 信 靖

建設総務課長 吉 原 文 明

住 宅 課 長 原 田 一 隆

上下水道局総務課長 中 村 雅 彦

生涯学習課長 松 原 克 彦

議 長

副 議 長

署名議員 番

署名議員 番